

第4回農業委員会総会(令和7年7月18日)HP用

事務局	(阿久津 正樹) 皆さん、おはようございます。 只今の出席委員は11名で定足数に達しておりますので只今から令和7年度第4回農業委員会総会を開会致します。 では会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	(高久 和司) 皆さん、おはようございます。 今日あたりは梅雨明けで、日中35度くらいにはなりそうな予報が出ております。また、人見委員が体調不良で欠席ということでございますので、皆さんも体調に十分に留意して頂いて、農作業にあたって頂きたいと思います。 今年の米の値段はたいへん心配なところではありますが、その前に作柄をきちっとするという事も大事ですので、皆さん十分な管理をお願いしたいと思います。 また、今、参議院の選挙が始まっております。自分の意思を示すためにも是非投票をやって頂きたいと思います。 午後は、推進委員との合同会議がありますので、そちらの方も宜しく申し上げます。以上です。
事務局	(阿久津 正樹) ありがとうございました。 続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。 前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。 (憲 章 朗 読)
事務局	(阿久津 正樹) ありがとうございました。着席願います。 ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。
議長	(高久 和司) それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。 3番・薄井久志委員、5番・大平康市委員の2名をご指名致します。 それではこれより審議に入ります。 それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。 —議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について—
議長	(高久 和司) 議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題と致します。 事務局より説明願います。

事務局	(内野 つかさ) 2頁をお開き下さい。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 議案第1号につきましては林武信委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、林武信委員の暫時の退席をお願い致します。
8	(林 武信) —退 席—
議長	(高久 和司) 「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。
1	(磯 由起子) 議案第1号番号1についての報告を申し上げます。 (願出人) 豊原丙〇〇 Aさん・Bさん【各持分1／2】 豊原丙〇〇 Cさん 許可を受けた者の住所・氏名:(譲渡人) 豊原丙〇〇 Aさん・Bさん【各持分×／×】 (譲受人) 豊原丙〇〇 Cさん 許可を受けた土地:(所在) 豊原丙 合計××筆 (地目・面積)登記:畑、原野、宅地、山林、田 現況:畑、田 計××㎡ 許可年月日、指令番号:令和6年9月20日 那農委指令 第××号 取消理由:譲受人の代金調達が困難であることから、双方合意の上、契約解除に至ったため 総合意見: Cさんは、林委員の次男でございます。新規就農の申請を済ませ、認定農業者となり、スーパーL資金の手続きをしたところ通らなかった為、この申請を取り消す事にしました。A、Bさんとは合意されたとのことでございます。 通らなかった理由と致しましては、和牛を一頭売ったという履歴があり、新規ではないと判断されたとのことでした。尚、後日申請が出ますが、今度は長男のDさんが全てを買い受ける方向で話が進んでおります。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお願いします。
7	(渡邊 毅) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告がおわりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。

5	(大平 康市) 参考までにお聞きしたいのですが、昨年9月に許可を出していたということで約1年近くになります。許可が出て、取消になって、今担当委員の説明にもありましたが、その間の期間はどうかっているのでしょうか。例えば許可の日からどのくらい経過して、解除かというような期間というものには特に決まりがあるわけではないのでしょうか。
事務局	(加藤 崇介) 農地法の許可に関しては取消ができない時効のようなものは特に設定されていません。先々月も湯本の方で5条取消からの非農地というものがあつたと思うのですが、そちらもやはり十数年間経過してからのものでした。時効についての取り決めは特にないので、問題はないと思って受けました。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可処分取消願の1番」について、取消す事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番について取消す事に決定致します。
—議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について—	
議長	(高久 和司) 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(内野 つかさ) 3頁をお開き下さい。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番の1件でございます。これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。

1 (磯 由起子)

議案第2号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Eさん【持分×／×】

福島県〇〇 Fさん【持分×／×】

(譲受人) 豊原乙〇〇 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りです。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)後継者に農地を譲り渡す

(譲受人)農地を譲り受け、恒久的に農業に従事する

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 申請地はJR豊原駅から東側に約5km程先、成沢、水原を経て左折します。黒川沿いで道幅も狭く草が覆いかぶさり現地に行くにも難しい状況です。数年前、Hさんが亡くなり、甥のGさんに農地の全てを相続したつもりでしたが、本件が洩れてしまったとの事です。Gさんは現在、七曲地区活動もして農業もしておりますので、好ましい案件と見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (渡辺 毅)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局	(内野 つかさ) 4頁をお開き下さい。 議案第3号「非農地証明願について」は1番、2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。
9	(平山 貴典) 議案第3号番号1について、調査報告を致します。 (願出人)高久甲〇〇 Iさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Iさん 利用状況:昭和53年頃から宅地の一部として利用し始め、現在に至る。 総合意見: 当該地は、昭和53年から宅地の一部として利用し始め、現在は舗装されていて、やむを得ない申請であると思われます。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
8	(林 武信) 担当委員の意見に同意し、付け加える事はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。 次に2番について担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第3号番号2について、調査報告を致します。 (願出人)梁瀬〇〇 Jさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

	所有者:渡邊 一郎 利用状況:昭和50年からゴルフ場のコースの一部として利用しており、現在に至る。 総合意見: 申請地は旧、Kカントリークラブ、現在のLカントリークラブの敷地内にあります。当該ゴルフ場は50年前に開業し、現在に至りますが、年内いっぱいをもって閉場となるため、新任の会社と申請中に農地と判明した為、この案件となりました。現在は場内の練習場の一部として使用しており、まさしく非農地として確認して参りました。以上報告致します。
議長	(高久 和司) 調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
8	(林 武信) 当日は営業中ということで、現地調査はできないということでしたので、航空写真で確認致しまして、担当委員の意見に同意致します。付け加える事はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。
議長	(高久 和司) これもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和7年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。